議案第73号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月18日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第6号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 高齢者住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 北国分友爱住宅

位置 市川市北国分1丁目12番32号

第6条中「次のとおり」を「月額38,000円」に改め、同条の表を削る。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

理 由

ひとり暮らしの高齢者の利用に供している曽谷友愛住宅について、入居を 希望する者がいないため、廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。